香川県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。 令和3年2月16日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

## 香川県広域水道企業団企業管理規程第1号

香川県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程 香川県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程(令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第24号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(退職手当の支払の差止め)

第25条 略

2 · 3 略

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5~10 略

(諮問)

- 第30条 香川県広域水道企業団退職手当審査会条例(令和3年香川県広域水道企業団条例第1号)第1条の香川県広域水道企業団退職手当審査会(以下この条において「審査会」という。)は、退職手当管理機関の諮問に応じ、第26条第1項第3号若しくは第2項、第27条第1項、第28条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分(以下「退職手当の支給制限等の処分」という。)について、調査審議を行うものとする。
- <u>2</u> <u>退職手当管理機関は、退職手当の支給制限等の処分を行おうとするとき</u>は、審査会に諮問しなければならない。
- 3 審査会は、第26条第2項、第28条第1項又は前条第1項から第5項まで の規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分 を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分 に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその 主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその 知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすること

(退職手当の支払の差止め)

第25条 略

2 • 3 略

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5~10 略

## (調査)

第30条 退職手当管理機関は、第26条第1項第3号若しくは第2項、第27条 第1項、第28条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を 行おうとするときは、あらかじめ、十分な調査を行わなければならない。 ができる。

- 5 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分 に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要 な協力を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関し必要な事項は、企業長が定める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。